

細田川 6 3 番左岸管理組合規約

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本会は、下方地区の細田川左岸堤防の草刈り及び管理作業を行う事により、河川機能の維持並びに地域景観を保全する事をその目的とする。

(名称)

第 2 条 本会は、細田川 6 3 番左岸管理組合と称する。

(区域)

第 3 条 本会の区域は、下方及び上方の細田川左岸区域とする。

(事務所)

第 4 条 本会の事務所は、代表者の自宅に置く。

第 2 章 会員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、前第 1 条の目的及び主旨に賛同する者とする。

(会費)

第 6 条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあったときは、正当な理由無くこれを拒んではならない。

(退会等)

第 8 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会したものとする。

- (1) 本人から別に定める退会届が会長に提出されたとき
- (2) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 会 計 1人
- (3) 事務局長 1人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 事務局長は、会長を補佐し、会務を記録する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任満後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後1箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 全会員の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から2週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（前条の規定による会員を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過概要及びその結果
- (5) 議事録署名者の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者2人以上が、署名をしなければならない。

(附則)

第24条 事業年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までの1年間とする。

細田川63番左岸管理組合設立総会議事録

令和4年4月1日10時00分より、塚田乙901田上吉美宅会議室で総会を開催し、会長に田上吉美氏を選出し、本人の受諾を得た。

その後、日高万英が議長となり、会計大野隆男、事務局長に日高新次を指名した。いずれからその就任の承諾を得たので全員に諮ったところ、満場一致の承認を受けた。更に、当組織の規約を審議した結果、上記の規約を満場一致で承認した。

令和4年4月1日

細田川63番左岸管理組合会長 田上吉美 印

第5条関係 会員名簿

細田川63番左岸管理組合

No.	氏 名	住 所	生年月日	電話番号
1	田 上 吉 美	塚田乙901	S 30.12.08	090-1519-0072
2	大 野 隆 男	益安760-2	S 29.01.20	090-9078-4435
3	日 高 万 英	塚田乙2480	S 41.06.29	090-7443-4060
4	日 高 康 文	塚田乙2480	S 31.03.07	080-5217-9328
5	塚 田 芳 夫	中平野11-3-6	S 31.04.05	090-8382-1633
6	日 高 啓	塚田乙2915	S 33.08.14	080-8551-0987
7	日 高 新 次	塚田乙2712	S 26.05.31	090-3329-7630

第7条関係「入会申込書」

細田川下方左岸管理組合入会申込書

申込日 年 月 日

私は、細田川下方左岸管理組合の規約に同意し、下記の通り入会を申し込みます。

フリガナ			
氏名			
性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日
フリガナ			
住所	〒		
電話番号		F A X	
電子メール			
フリガナ			
勤務先			
フリガナ			
勤務先住所	〒		
電話番号		F A X	

